

(法務委員会)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(松岡徹君外五名発議)(第百六十八回国会参第一 号)

(本院継続審査)要旨

本法律案は、被疑者の供述及び取調べの状況の録画等を義務付ける制度を導入するとともに、公判前整理
手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等を行おうとするものであり、その主な内容は次のと
りである。

一、被疑者の供述及び取調べの状況の録画等

1 被疑者の取調べに際しては、被疑者の供述及び取調べの状況のすべてについて、その映像及び音声を、
同時に、同一の方法により二以上の記録媒体に記録しなければならない。

2 1により記録をした記録媒体の1については、取調べを終了したときは、速やかに、被疑者の面前に
おいて封印をしなければならない。

3 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面であつて、被告人に不利益な事実の承認を
内容とするものは、その供述が1又は2に違反してなされた取調べにおいてされたものであるときは、

これを証拠とすることができない。

4 被疑者の弁解についても、同様とする。

二、公判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等

公判前整理手続において、検察官は、その保管する当該被告事件に係る証拠の標目を記載した一覧表を作成し、取調べを請求した証拠を開示する際に、当該一覧表について、被告人又は弁護人に対し、これを閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与える方法による開示をしなければならない。

三、その他

1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、一の被疑者の供述及び取調べの状況の録画等は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件についての被疑者の取調べ（特別司法警察職員が行うものを除く。）について行わなければならない。